## 別表

## 交際費の支出基準

区分		対象者等	金 額
儀礼的経費	お祝い	1 就任·叙勲等お祝いの生 花等	1万円程度(実費)
		2 総会・祝賀会・各種団体の	1万円以内(会費等が明記されている場合
		大会等への出席祝金	は、その金額とする。)
		懇親会・会食等飲食が伴う場合のみ会費相当分を持参	
	お見舞	1 病気見舞	1万円以内
	香典	1 名誉市民、市議会議員、 地元選出県議会議員·国会議 員、市三役	2万円
		<ul><li>2 名誉市民、市議会議員、</li><li>地元選出県議会議員・国会議員、市三役の家族</li></ul>	1万円
		3 市行政委員	1万円
		4 その他、議長が特に必要と認めるもの	1万円以内
	供花等	香典対象者の内、特に必要と 認めたもの	地域慣習による実勢額の範囲内
社交的経費	会 費	会費を必要とする会合等への 参加等に要する経費	会費相当額
	懇談会費	議会運営上有益な交際を目 的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
	記念品代	国内外の来客等に対する記 念品又は交際上必要な手土 産や贈答品の購入等に要す る経費	社会通念上妥当と認められる額
その他の経費	,	議会運営上交際費により支出 することが適当と認められる 経費	社会通念上妥当と認められる額